

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

平成30年10月1日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 764円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を!

事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト

<http://pc.saitteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

助成金を活用した会社の生産性向上について

申請コースごとに定められた事業場内の最低賃金の引上げと並行して生産性の向上のための設備投資などを行うと、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。

(千円未満切り捨て)



事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 3/4	1~3人	50万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
40円以上	生産性要件を満たした場合には 3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は 4/5	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

●平成30年度の交付申請手続きの締切は平成31年1月31日(木)です。

ホームページのご案内

厚生労働省ホームトップページの「政策について」の項目をクリック

開いたページの「各種助成金・奨励金等の制度」の項目をクリック

開いたページの「最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業(業務改善助成金)」の項目をクリック

開いたページにリーフレット「平成30年度業務改善助成金のご案内」、それぞれ概要説明があります。



このページをスクロールするとページ下部に「交付要綱」「交付要領」「各種様式」の項目があります。

申請様式などは「各種様式」(Word)をダウンロードして活用ください。

お問い合わせ

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

愛媛県働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口はこちら

【愛媛県働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町2丁目5-7

電 話：0120-500-987 (フリーダイヤル・通話無料)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail: ehime-hatarakikata@lec-jp.com

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご利用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽に
ご相談ください。